

## 要配慮利用施設者利用施設における避難確保計画の作成及び 業務継続計画（BCP）の作成について

### 1 避難確保計画

#### (1) 避難確保計画とは

水防法等の改正（平成29年6月施行）に伴い、浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の所有者または管理者においては、避難確保計画（以下「計画」という。）の作成及び計画に基づく訓練の実施並びに市町村への報告が義務付けられています。

各対象施設の所有者又は管理者の皆様におかれましては、施設利用者の避難の確保を確実なものとするため、計画の作成と訓練の実施、本市への報告を行っていただきますようお願いいたします。

#### (2) 計画の策定内容

避難確保計画とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な、次の事項を定めた計画です。

- ・ 防災体制
- ・ 避難誘導
- ・ 施設の整備
- ・ 防災教育及び訓練の実施
- ・ 自衛水防組織の業務（水防法に基づき自衛水防組織を設置した場合）
- ・ そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

#### (3) 計画の作成

各施設の立地条件、周辺状況、利用者の特性や職員体制に応じた計画を作成してください。また、計画を作成・変更したときは、遅滞なく、当該計画を市長村長へ報告する必要がありますので、計画と共に、以下の書類を本市に提出してください。

- ・ 要配慮者利用施設 避難確保計画作成（変更）報告書
- ・ 避難確保計画チェックリスト
- ・ 避難確保計画 計画書

いずれも1部（押印不要）御準備いただき、御提出ください。

※ 既に御提出いただいている場合は、再度提出いただく必要はございません。

なお、本市ホームページ（京都市情報館）に、計画作成に必要な事項をまとめたひな型等を掲載しておりますので、御活用ください。

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000308169.html>

また、国土交通省のホームページに避難確保計画を作成・活用される際の手引きや、計画の作成・確認のポイントを示した動画等が掲載されておりますので、参考に御活用ください。

URL：

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

#### (4) 避難訓練の実施

作成した計画に基づき、「避難誘導」や「情報収集・伝達」等の訓練を実施してください。

※ 訓練の実施頻度は、職員や利用者の方々の出入り等を考慮し、1年に1回以上の実施を標準としてください。

#### (5) 訓練の報告

訓練実施後、概ね1か月以内を目安に、「避難訓練実施結果報告書」を1部御準備（押印不要）いただき、御提出ください。

訓練を複数回に分けて実施する場合は、最終回にまとめて提出することができます。

なお、「避難訓練実施結果報告書」の様式については、本市ホームページに掲載しておりますので、御確認ください。

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000308169.html>

また、これまでに各対象施設から御提出いただいた避難訓練実施報告において挙げられた主な課題について、以下の本市ホームページで掲載しておりますので、訓練を実施される際の参考に御活用ください。

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000326194.html>

#### (6) 提出先について

計画及び訓練の実施報告の提出先については、施設種別に応じて提出先が異なりますので、以下のホームページに掲載されている「提出先一覧」を御確認ください。

URL：<https://www.bousai.city.kyoto.lg.jp/0000000199.html>

## 2 業務継続計画（BCP）

### (1) 業務継続計画（BCP）について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、令和3年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画（BCP）の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を3年間の経過措置期間を設けたうえで義務付けられました。令和6年3月末をもって経過措置期間が終了し、令和6年4月からは、義務付けが完全適用されています。

また、令和6年度介護報酬改定においては、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する「業務継続計画未策定減算」が新設されております。

つきましては、介護サービス事業所等の所有者又は管理者の皆様におかれましては、業務継続計画（BCP）の作成及び計画に基づく研修・訓練を確実に実施していただきますようお願いいたします。

### (2) 業務継続計画（BCP）の作成及び訓練の実施について

社会福祉施設等においては、災害等にあっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「業務継続計画（BCP）」を作成しておくことが有効です。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症発生時にも対応したBCPを作成しておくことも有効です。

以下の厚生労働省のホームページにおいて、社会福祉施設・事業所における感染症発生時及び自然災害発生時の業務継続ガイドライン、ひな型、研修動画等が掲載されておりますので、これらを参考としていただき、計画作成及び訓練の実施を行っていただきますようお願いいたします。

<厚生労働省ホームページURL>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

### (3) 「業務継続計画未策定減算」の算定条件等について

- ・経過措置が適用される場合を除き令和6年4月1日から減算の適用
- ・居宅療養管理指導、特定福祉用具販売については、減算の対象としない。
- ・通所系、短期入所系、多機能系、居住系、施設系については、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

- ・訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

#### (4) 留意事項

特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けていない養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームについても、介護サービス事業者同様、BCPの策定等について、基準上の義務付けがありますので、ご注意ください。